

指定障がい福祉 居宅介護、重度訪問介護、 重要事項説明書

様

事業者

特定非営利活動法人 ウェルス

京都府亀岡市追分町馬場通 24 番地 5

事業所

ヘルパーステーションきずな

京都府亀岡市安町野々神 38-2 サカイビル2F

TEL 0771-55-9981

FAX 0771-55-6017

令和 年 月 日 (契約日)

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	特定非営利活動法人 ウェルス
代表者氏名	風 早 浩 一
所在地	所在地：京都府亀岡市追分町馬場通24番地5
電話番号	0771-20-8092
F A X	0771-25-3190

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーション きずな
事業所番号	2611600632号
指定年月日	令和元年10月1日
事業所所在地	京都府亀岡市安町野々神38-2 サカイビル2F
連絡先	TEL：0771-55-9981 FAX：0771-55-6017
通常の実施地域	亀岡市 南丹市 京丹波町

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的と運営方針	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法及び障害者総合支援法に従い、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とし、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に提供します。・関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
------------	---

(3) 営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日及び営業時間	月曜日から土曜日までとする。 ただし、日曜日・祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。 午前8時から午後6時
サービス提供日及びサービス提供時間	月曜日から日曜日までとする。 年中無休 24時間

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	風早信太
---------	------

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	初任者研修	1名		職員の管理・指揮など	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名		サービス計画、作成など	1名
訪問介護員	介護福祉士 初任者研修	1名 1名	3名 4名	サービスの提供など	9名
従業員合計					11名

3 サービスの主たる対象者について（該当する障害種別を記入）

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児（身体に障害のある児童・知的障害のある児童）・精神障害者・難病患者
重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）・難病患者

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅介護計画等の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。
身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能をたかめるための介助や専門的な援助を行います。 (例) 起床介助・就寝介助・排泄介助・身体整容・食事介助・清拭・入浴介助・体位交換・服薬介助・外出介助
家事援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 (例) 掃除、洗濯、調理、買い物、衣服の整理
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
通院等介助	通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。	

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑧利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) サービスの料金と利用者負担額について

◆利用料金の目安は、次表のとおりです。(令和3年4月改訂)

【料金例（地域区分 1 単位：10.36 円）】

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額(1割の場合)	
居宅介護	身体介護	30分未満	2,641円	264円
		30分以上1時間未満	4,164円	416円
		1時間以上1時間30分未満	6,050円	605円
		1時間30分以上2時間未満	6,899円	689円
		2時間以上2時間30分未満	7,770円	777円
		2時間30分以上3時間未満	8,629円	862円
		3時間以上	9,489円に30分増すごとに859円加算	948円に30分増すごとに85円加算
	(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,641円	264円
		30分以上1時間未満	4,164円	416円
		1時間以上1時間30分未満	6,050円	605円
		1時間30分以上2時間未満	6,899円	689円
		2時間以上2時間30分未満	7,770円	777円
		2時間30分以上3時間未満	8,629円	862円
		3時間以上30分増すごとに加算	9,489円に30分増すごとに859円加算	948円に30分増すごとに85円加算
	家事援助	30分未満	1,087円	108円
		30分以上45分未満	1,574円	157円
		45分以上1時間未満	2,030円	203円
		1時間以上1時間15分未満	2,465円	246円
1時間15分以上1時間30分未満		2,838円	283円	
1時間30分以上		3,201円に30分増すごとに362円加算	320円に30分増すごとに36円加算	

(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30分未満	1,087円	108円
	30分以上1時間未満	1,574円	157円
	1時間以上1時間30分未満	2,030円	203円
	1時間30分以上	3,553円に30分増すごとに714円加算	355円に30分増すごとに71円加算
重度訪問介護	1時間未満	1,916円	191円
	1時間以上1時間30分未満	2,849円	284円
	1時間30分以上2時間未満	3,802円	380円
	2時間以上2時間30分未満	4,744円	474円
	2時間30分以上3時間未満	5,698円	569円
	3時間以上3時間30分未満	6,630円	663円
	3時間30分以上4時間未満	7,583円	758円
	4時間以上8時間未満	8,464円に30分増すごとに880円加算	846円に30分増すごとに88円加算
	8時間以上12時間未満	15,508円に30分増すごとに880円加算	1,550円に30分増すごとに88円加算
	12時間以上16時間未満	22,501円に30分増すごとに828円加算	2,250円に30分増すごとに82円加算
16時間以上20時間未満	29,194円に30分増すごとに890円加算	2,919円に30分増すごとに89円加算	
20時間以上24時間未満	36,260円に30分増すごとに828円加算	3,626円に30分増すごとに82円加算	

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,072円	207円	1月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,554円	154円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,036円	103円	1回につき(1月2回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

【利用料の計算方式】

- ① 亀岡市の地域区分6級地（令和3年～令和5年）1単位に対する地域別地域区分単価10.36で計上しています。
- ②（居宅介護）福祉・介護職員処遇改善加算（27.4%）を乗じて計算します。
- ③（重度訪問介護）福祉・介護職員処遇改善加算（20.0%）を乗じて計算します。

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。
- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

（4）その他

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。	
キャンセル料	キャンセル料はいただいておりませんが、事前にわかっている場合はご連絡ください。 TEL：090-1768-2441	
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ・ 家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費 	利用者の別途負担となります。	

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

5 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額について	<p>利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上限額が定められており、上限額を超えた部分については事業者が介護給付費として市町村に請求することとなっています。</p> <p>複数のサービスを利用した場合は、いずれかの事業者が上限額管理を行うことにより、サービスごとの利用者負担額を確定します。</p>
上限額管理について	<p>居宅介護等における利用者負担上限額管理とは、複数の事業者によるサービスを利用する利用者等について、利用者負担の額が利用者及びその世帯ごとの負担上限額を超えることがないよう事業者ごとの徴収額の管理を行なうことです。</p> <p>対象者は市町村で認定され、受給者証にその旨を記載して「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」が交付されます。</p> <p>利用者の希望により、当事業所を利用者負担上限額管理者に選任される場合、サービス開始までにお申し出ください。その際、「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」を提出してください。事業者が必要事項を記載してお返ししますので、「受給者証」とともに市町村に届け出てください。(受給者証に上限額管理者名が記載されます。)</p> <p>利用者等が上限額管理を行う事業者を選択しなかった場合、上限を超えた利用者負担額は、利用者等が直接市町村に償還給付の申請を行うことにより給付を受けることとなります。</p> <p>また、例えば、利用者がグループホーム又はケアホームに入居されている場合は、グループホーム又はケアホームが上限額管理を行うことになるなど複数のサービスを利用している場合には優先順位が決められていますので、ご注意ください。</p>
利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用については、1ヶ月ごとに計算してご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金集金を原則とします。</p> <p>(イ)利用者指定口座からの自動振替を原則とします。(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。)</p> <p>金融機関：<u>京都信用金庫 亀岡支店 018</u> <u>普通 預金口座(3013971)</u></p> <p>口座名義：<u>特定非営利活動法人 ウェルス</u></p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

6 担当従業者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当従業者の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	河原 大志
	イ 連絡先電話番号	0771-55-9981
	同 ファックス番号	0771-55-6017
	ウ 受付日および受付時間（受付曜日と時間帯）	9:00～18:00 ※営業休業日及び日曜祝祭日を除く

※担当従業者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画等」を作成します。サービスの提供は「居宅介護計画・重度訪問介護計画等」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 居宅介護計画等の変更等

「居宅介護計画・重度訪問介護計画書等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当従業者決定等

サービス提供時に、担当の従業者を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の従業者が交替してサービスを提供します。担当の従業者や訪問する従業者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の従業者を指名することはできませんが、従業者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、従業者が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 風早 信太
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 身分証携行義務

居宅介護等従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

居宅介護等事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護等の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ① 指定居宅介護等の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定居宅介護等の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定居宅介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記【事業者の窓口】のとおり)

【事業所の窓口】

- 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時
- 電話番号 0771-55-9981
- 苦情解決責任者 河原大志

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ② 相談担当者は、把握した状況を従業者とともに検討を行い、対応を決定する。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

【事業者の窓口】 ヘルパーステーションきずな 相談窓口責任者 風早信太	所在地 京都府亀岡市安町野々神 38-2 サカイビル2F 電話番号 0771-55-9981 ファックス番号 0771-55-6017 受付時間 平日午前9時～午後6時
【市町村の窓口】 亀岡市 高齢福祉課	受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号:0771-25-5182
【市町村の窓口】 南丹市 高齢福祉課	受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号:0771-68-0006

18 契約について

(1) 本契約は、以下に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとする。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業者を閉鎖した場合
- ③ 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(2) 利用者からの中途契約

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することが出来ます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の14日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(3) 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することが出来ます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することが出来ます。

- ① 利用者に支払能力があるにもかかわらずサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業者所在地： 京都府亀岡市追分町馬場通 24 番地 5

法人名： 特定非営利活動法人 ウエルス

代表者名： 代表理事 風早浩一

事業所名： ヘルパーステーションきずな 印

管理者名： 風早信太 印

説明者名： 河原大志 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受けました。

利用者住所：

利用者氏名： 印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者住所：

代筆者氏名： 印

続柄：